

令和7年度 周南市男女共同参画審議会議事録

1 開催日時 令和7年8月7日（木） 14時00分～15時00分

2 開催場所 周南市シビック交流センター 交流室1

3 出席委員

委員（15名） ※4名欠席	牛島会長、中村副会長、田中委員、船井委員、米田委員、三浦委員、山田委員、江田委員、丸山委員、酒井委員、近間委員、富永委員、中本委員、福原委員、松下委員
事務局	環境生活部次長、人権推進課3名

4 開 会

5 部次長あいさつ

6 議事

(1)令和6年度周南市男女共同参画事業について

○会長 まず、「(1) 令和6年度周南市男女共同参画事業」について、事務局の説明を求めます。

○事務局 「令和6年度周南市男女共同参画事業」につきまして、男女共同参画室の事業説明をいたします。資料1をご覧ください。

「1 男女共同参画推進事業」として、男女共同参画室は「すまいるプラン周南～後期～」に基づき、啓発事業及び地域リーダーの育成を行ってまいりました。

「2 男女共同参画に関する啓発」についてですが、主な啓発事業は、講座等の開催、男女共同参画情報誌「じょいんと」の発行、男女共同参画週間や月間における普及活動、DVに関する啓発等でございます。

まず、(1)に掲げております、6年度の講座等の開催についてです。

①の男女共同参画推進員の企画講座は、ハートフル人権セミナーや、こどもゆめまつりなどで手づくりの紙芝居の上演等を実施いたしました。

②男女共同参画セミナーにつきましては、12月18日、学び交流プラザにおいて開催いたしました。

③市内の高校、専門学校等で、デートDV防止講座が公益財団法人山口きらめき財団からの講師派遣により開催されました。

④の周南公立大学へ委託しております、男女共同参画委託事業は、「男女共同参画と健康づくり」をテーマに、櫛浜市民センターで、講演およびワークショップを実施いたしました。

全体的にみて6年度は、受講者は昨年度と比べて増加しております。

また(2)にあります、男女共同参画情報誌「じょいんと」を発行し、中学校生徒・保護者に配布するとともに、図書館や市民センター、市役所の啓発コーナーなどに設置しているほか、各種研修やセミナーで配布しております。お手元に資料としておつけしておりますので、ご参照ください。

2 ページ目の(3)～(7)で、各週間、月間での啓発、庁内での啓発周知等の取組状況を掲げております。

次に「3 市民組織の育成及び市民活動の支援」についてです。

地域リーダーの育成といたしまして、(1)男女共同参画推進員に関するご説明をさせていただきます。

男女共同参画の地域リーダーとして、男女共同参画推進員9名が活動しています。推進員は徳山、新南陽、熊毛、鹿野から選出された方々で、市が委嘱しております。山口県内でも男女共同参画推進員は周南市のみで、市の施策への協力をはじめ、地域において男女共同参画を推進する役目を担っております。

男女共同参画室は事務局として、推進員の活動を支援するほか、地域リーダーとしての資質を高めていけるよう研修などで育成を進めております。推進員の具体的な活動につきましては、資料6 ページに記載しております。第8期の方は本年3月までの任期でしたが、引き続き第9期の推進員の方が活動をされております。

また、このほかの市民活動支援につきましては、資料3 ページに戻りまして、(2)のとおりです。

続きまして、資料の3 ページ下部から4 ページをご覧ください。

「4 審議会等への女性の登用」についてご説明いたします。

男女共同参画推進条例第11条において、市の審議会や委員会などの委員を委嘱するときは、女性の割合が4割となるよう努めることとしております。

4ページのグラフにありますとおり、市の審議会等における女性の登用率については、目標指数40%のところ、令和7年4月1日には35.4%で前年より1.3%上昇、女性委員のいる審議会の割合は目標指数95%のところ、令和6年度は89%で前年より1.1%上昇しているものの、依然、目標には届いておりません。

今後も引き続き、男女の比率に配慮した選出に努めるよう勧奨してまいります。

次に「5 やまぐち男女共同参画推進事業者の認証」についてです。

この認証は山口県の事業で、仕事と家庭、地域生活の両立支援や男女が共に働きやすい職場環境づくり、女性の育成、登用といった女性活躍の取組を行う企業等の事業者のことで、山口県はこれらの事業者を認証し、その取組を紹介するとともに、各種情報の提供や、入札評価による支援を行っています。(認証された企業であることがイメージアップにつながり人材確保にもつながることが期待できます。)

本市の基本計画における、認証事業者数の目標数値は70事業者で、令和7年3月現在、周南市では77事業者と目標値に達しました。県内では882事業者が認証されています。今後とも県とともに周知活動を継続してまいります。

なお本年、昨年度のこの審議会でもご審議、ご答申いただいた「第3次周南市男女共同参画基本計画～すまいるプラン周南」を策定いたしました。

この計画は、男女共同参画事業において、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるための指針として策定したものです。

またこの計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村の男女共同参画計画、「周南市男女共同参画推進条例」に定める基本計画であることに加え、第2次後期計画において、一部を「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画「周南市女性活躍推進計画」、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律「DV防止法」に基づく市町村基本計画「周南市DV防止基本計画」として位置付けておりましたが、加えて、昨年4月に施行された、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律「困難女性支援法」に基づく市町村基本計画「周南市困難女性支援基本計画」としても位置づけております。

今年度より、この計画に基づき、事業を進めてまいります。

また今年度の男女共同参画推進の啓発事業として、男女共同参画セミナーを、困難な問題を抱える女性への支援をテーマに、12月18日に開催する予定としております。

また、10月および11月に周南公立大学による男女共同参画委託事業を、夜市市民センターにおいて、ワークショップを中心に開催する予定としておりますので、ぜひご参加ください。

説明は以上でございます。

○会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見・ご質問等があればお願いいたします。

○委員 1ページ目の2の④の、男女共同参画委託事業で、私も参加しました。

とても良い内容だったのですが、老後のテーマだったので、参加者が高齢者ばかりでした。若い方はこの時間帯に参加するのは難しいと思います。

なので、開催時間を考えたらよいのではないかというのが1点と、2回目はワークショップだったのですが、大学生も沢山参加しておられまして、刺激を与えられて、とても良い授業でした。とにかく参加者の年齢が高いので、もう少し若者が参加できる時間帯を模索してくださったらうれしいなと思います。

○会長 ご意見ありがとうございます。今の内容ですが、いろんな世代の方が参加しやすいような工夫が必要なんじゃないかというご意見でした。

これに関して事務局の方でコメント、ご意見等ありましたらお願いします。

○事務局 日程についてですが、先ほど申し上げました通り、今年は10月9日と、11月27日に行うこととしております。今年も、周南公立大学の学生さんとワークショップをする予定です。

また、今年は、小学生の方も一緒になってワークショップを行う予定としておりますので、ご都合がございましたら、奮ってご参加いただけたらと思います。

○会長 他にご意見や感想はございますか。

○委員 檳浜市民センターの委託事業に参加しました。講師の方が女性の体育系の方で、体力づくりをやっていこうという話が出ていたのですが、話の中で、年を取って差がつくというのは、男性と女性の今までの生活習慣の違いで、年を取った後の過ごし方で、男性の方が低いというような雰囲気の話があり、男女共同参画社会の中でそういったことを含めて話されるのはどうなのかを思ったのと、いろんな人に集まって欲しいということで、日程の調整をという話がありましたが、反対に、集まった人に合わせる内容というか、そういったものを考えていければよかったなということを思います。52人が参加していますが、私たちのグループの人は年配の方ばかりだったので、話の内容がどうだったかな？と思いました。

2回目のワークショップは若い方がおられて年配の方々がすごく刺激を受けまして、大変良い機会だったなと思います。

それと男女共同参画セミナーの開催。こちらに参加したのですが、この時に、どういふ方が来られるのか知らなかったのですが、続々とネクタイを締めた方が入ってきて、これは人集めをどういうふうにしたのか、派遣要請というか、人集めを工夫されたのかなと思いました。

講師のあっきーさんについては、大変良い方を見つけられたのだなと思いました。

以上です。

○会長 ご意見ありがとうございます。男女共同参画委託事業について、各教員の専門のところで話や内容をやっていきますので、スポーツというところから、体力づくりということで入って、専門的な見地からお話があったのかなというふうに思いますけども、参加者の条件に合わせた、また、男女共同参画の理念に合わせたような、形は必要なのではないかというご指摘でしたね。本当にその通りだと感じております。

この参加者に合わせた、内容というものでどちらを先に準備しようかというところがあるかと思いますが、貴重なご意見だと感じております。

また12月18日について、参加者が多く集まったというところでは良いことだというふうには思っておりますけども、工夫などそういうところについてご意見をいただきたい

ところです。事務局よりご意見、コメントをお願いします。

○事務局 はい。ご意見ありがとうございます。

周南公立大学の委託事業についてですが、幅広い方向へ進めていくこととしています。

今年は怒りをテーマに、怒り、感情のコントロールということで、現在私の方で把握しているものにつきましては、例えば災害時避難をしたら、男女間の感情、パニック心などをコントロールするためのワークショップというふうに考えておりまして、先ほどもありました、周南公立大学の学生さんも一緒に行うのですが、今回は小学校の児童も一緒になって進めていきたいなというふうに考えております。

交流しながら、いろんな意見や考えに触れていただけたらなというふうに思っております。

それから、男女共同セミナーにつきましては、もちろん市民、企業も対象ですが、市の職員の研修の一つという形でも位置づけておりますので、そちらの方で参加を募ったという流れがあります。今年も同じ位置づけですので、積極的な参加を呼びかけたいと考えております。

○会長 よろしいでしょうか。他にご意見ご感想をいただければというふうに思います。

○委員 4 ページの、周南市の審議会の女性議員の登用率ということについて、今回 35.4%の女性の登用率ということなのですが、これは、母数は男女同数なのでしょうか。

母数が男性の方が多くて女性が少なければ、女性がなられる率が低くなるし、そういったこと言えば、市役所に登用する基準というか、採用というか、そういったところも男女を考えてやっているのか。そういったことは試験をされているので平等になっていると思うのですが、女性の登用率をするにも母数が、一方的に片方が多かたりするとあまり登用率はそういったことを考えて4割というふうに言われているのだらうと思うのですが。これはどういう考えでやられているのか教えていただいてもよろしいでしょうか。

○**会長** ご意見ありがとうございます。市の各種審議会等における女性の登用率における母数というような理解でよろしいでしょうか。率になりますので、一般的に言うと、それを踏まえた上で、登用率という計算が一応できるのかな、母数が多分違うのではないかと察しますので、率というところで表しているのではないかというふうに思いますけど。コメントの方お願いいたします。

○**事務局** 女性委員の登用率ということになります。周南市審議会がございます。そちらに議員として、とかそういう方として、所属していらっしゃる方が多くいらっしゃいますけども、その中の数という形になりますね。こちら委員の総数から見た、女性の登用ということになりますので、こちらの部分で言えば総数が883と、7年度ですけど、そのうち、全ての市の審議会が含まれているという形になります。

その中で、31.3%が女性であったと。そういう意味合いで取っていただければと思います。

○**会長** はい。昨年度も、貴重な意見をいただきながら進めておるという状態ですが、最終的には男性女性とかですねそういうところではないところもあるのかなとも思いますけれども、目標指数として、女性というところを挙げておりますので、今後も目標指数を出しておりますので、こちらを達成できるように各関係部署で働きかけていくという取り組みは、我々も必要なのではないかと思った次第です。ご意見ありがとうございます。

○**委員** お尋ねなのですが、自治会長ってなかなか女性の名前で出ないんですね、大体動くのは奥さんで、司会進行はご主人という形で。
年配の方が役員をやられることが多いので、そういう考えになっている人が多いのだと思うのですが、自治会に対する働きかけ、自治会に対する研修会ってというのは、推進員の方とかであるのでしょうか。

○事務局 自治会に特化した研修というのはございません。ただ、ハートフル人権セミナーであったり、地域地域にわたりながら進めていく講座などはございます。

自治会対象の研修というのは、一つのご意見として今後参考にしていきたいと思えます。

○会長 それでは、次第の、令和6年度周南市男女共同参画事業についてをこれで終わらせていただきます。

(2)令和6年度周南市男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について

○会長 次に（2）令和6年度男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況（報告書）について進めていきます。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 はい。失礼いたします。

「令和6年度男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況」について、ご説明いたします。ピンクの表紙の冊子、報告書をご覧ください。

この報告書は、「第2次周南市男女共同参画基本計画(すまいるプラン周南～後期～)」における、3つの基本目標と11の重点項目について、令和6年度中に実施した市の男女共同参画推進事業及び関連事業の実施状況を調査し、年次報告するものです。

報告書の構成についてご説明いたします。4ページから11ページに、3つの基本目標の説明と11の重点項目の要点、目標指数と実績を記載しております。

それでは主な内容についてご説明いたします。報告書の4ページをご覧ください。

基本目標1は、「男女がともに活躍できる地域社会づくり」です。男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、政策、方針決定に「参画」すること、雇用の分野における女性の参画、そして仕事と生活、地域活動の両立の推進が基本目標1の内容でございます。重点項目は5つ設定しております。

重点項目1、「あらゆる分野での政策・方針決定への女性の参画の拡大」におきましては、審議会における女性の登用率のほか、市の課長級以上の女性職員の割合を記載しており、令和7年4月1日時点では8.5%となっております。

続いて5ページです。

重点項目2「仕事と生活の調和の推進」について、男女がともに家庭的責任を分かち合っていくための市の支援事業などについて触れております。

積極的に育児をしている父親の割合は、令和6年度は73.2%となっております。重点項目3「働く場における男女共同参画の推進」、ここでは女性が出産・子育てなどで仕事を中断するM字カーブのこと、そして雇用の分野における男女の機会の均等や、多様な働き方ができる職場環境づくりの必要性を挙げております。

女性の市内就業者数は16,450人で就業人口全体の減少もあり、平成30年度を下回りました。

農林漁業の分野における指標につきましては、「家族経営協定数」は、平成30年度より3世帯増、「農業委員に占める女性の割合」は平成30年度より3.4ポイント上がり21.0%、「農地利用最適化推進委員」は平成30年度より3.2ポイント下がり9.3%となっております。

重点項目4、「地域社会における男女共同参画の推進」についてですが、目標指標は、自治会長に占める女性の割合で令和6年度は15.9%となっております。

重点項目5、「国際社会における男女共同参画の推進」ですが、先日発表されたジェンダーギャップ指数についてと、目標指標の国際交流事業参加者数についてあげております。

なお、国際交流事業参加者は、令和6年度については、姉妹都市との交流事業について、青少年訪問団受入事業が中止となり、派遣事業のみとなったこと等により、平成30年度より減少しております。

基本目標1はここまでとなります、次に基本目標2にまいります。7ページをご覧ください。

基本目標2は「男女共同参画社会づくりに向けた意識づくり・人づくり」を挙げております。

誰もが一人の人間として尊重され、性別による差別を受けることなく生きていける社会づくりに向けた、意識づくり、人づくりに必要な事項として、重点項目6～8を挙げております。

重点項目6は、「男女共同参画の視点での社会制度や慣行の見直し」です。

男女共同参画に関する認識を深め、社会的な制度や慣習を見直していくため、啓発や広報活動の必要性を挙げています。

8 ページにまいります。重点項目 7 は「男女共同参画の視点での教育・学習の推進」です。

固定的な性別役割分担意識の改善のため、男女共同参画の視点に立った教育、学習機会の充実を図ること、そして女性のエンパワーメントの促進や企業のダイバーシティの尊重といった多様な価値観を包括する教育の必要性を挙げております。

なお、指数として「男女共同参画推進員による講座等」1,359 人と記載しておりますが、「男女共同参画講座、セミナー等への参加者数」の誤りです。お詫びして訂正させていただきます。

重点項目 8 は「市民との協働と推進体制の整備充実」です。
男女共同参画社会の実現には、市民と行政との協働が重要であること、本計画を実効性のあるものとするためには、庁内組織の機能充実を図り、各所属が連携して実行にあたること、審議会の意見を反映し認識を共有することを挙げております。

男女共同参画推進員の活動回数は、令和 6 年度は 21 回でした。

9 ページをお開きください。基本目標 3 にまいります。

基本目標 3 は「男女が健康で、安全安心に暮らせる社会づくり」です。

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりの人権が尊重され、健康で、安心して暮らしていける社会づくりが重要となります。

重点項目は 3 つ設定しております。

まず、重点項目 9 「あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現」です。
女性や子供に対する暴力を社会全体で許さない市民意識の醸成、あらゆる暴力を未然に防止し、暴力根絶に向けた取組を推進します。

相談体制としましては、DV 被害者への適切な支援のため、令和 5 年度から DV 等女性相談を人権推進課男女共同参画室に移管して、女性相談員を配置し、警察、児童相談所との連携の充実と被害者の安全確保、必要な支援を行いました。

10 ページをご覧ください。重点項目 10、「生涯を通じた健康づくりの推進」です。
女性が安全、安心に子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産、子育て期に切れ目のない支援体制を強化すること、生涯を健康に過ごすため健康診査等による早期発見、早期治療への取組を挙げています。

目標指標の、妊婦の健康診査受診率は、母子手帳交付後の転出等により、令和 6 年度 98.7%、そしてもう一つの目標指標である、市の特定健康診査受診率は 32.3%となっております。

重点項目 11、「みんなが安心していきいきと暮らせる環境づくり」です。

高齢者、障害者、一人親家庭など、社会環境の変化により不安定な状況に置かれがちな立場の人の人権が尊重され、あらゆる人が安心して暮らしていける環境づくりには、男女共同参画の視点に立った施策が必要であること、そして防災分野においても女性の参画が必要とされることを挙げています。

目標指標である、認知症サポーター養成者数は累計 16,934 人で 30 年度から 3,596 人増加しています。

また、もう一つの目標指標、11 ページの、防災会議の 8 号委員に占める女性の割合は 55.6%となっています。

令和 6 年度の事業については以上となります。なお、資料の 13 ページ及び 14 ページに、目標指標の達成状況一覧表を、15 ページ以降に個々の事業の取組状況について記載しておりますが、説明につきましては割愛させていただきます。

なお、今年度から、先ほどもお話しいたしました第 3 次周南市男女共同参画基本計画に沿って事業を進めていくことになります。

第 3 次計画の基本理念である「互いに認め合い、だれもが自分らしくいきいき輝くまち」を目指し、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○会長 ただいま事務局から重点項目 11 までお話いただいたところですが、この内容について、何かご意見、ご質問あればお願いいたします。

○委員 姉妹都市との交流事業について、青少年訪問団受入事業が中止になった理由を教えてくださいたいです。

○事務局 詳しくは観光振興課になるんですが、受け入れと派遣が交互になったという話を聞いております。先日オランダのエームスデルタ市から友好親善訪問団来られており、交流事業やサンフェスタしなんようへの参加など、そういった話を伺っております。

○委員 それともう 1 点、9 ページの重点項目 9 のところですが、「あらゆる暴力を根絶

し、人権が尊重される社会の実現」と書いてありまして、今世界で戦争が起こっていますよね。それがテレビのニュースやYouTubeで流れているのですが、戦争は人権侵害の最たる部分だと思います。そういうところをどういうふうに考えているのか、子どもたちもそういうYouTubeを見たりしていますよね、中学生なんかも。

今、実際自分たちは日本で平和に生活しているけれど、戦争が終わって人権を失った人たちは本当に色々困っていたじゃないですか。そういうのを、少し視点がズレてしまうかもしれないのですが、学校教育の中ではどういうふうに扱われているのか教えていただきたいです。

○会長 重点項目9の内容の、お話をいただいたところです。

確かに戦争も「あらゆる暴力」の一つですが、もともと重点項目9の細かな部分として、DVに関しての内容にはなっておりました。

けれども可能であれば平和学習だとかそういうことも含めたところで、何かコメントがあればいただければと思います。

○事務局 少し論点がずれるかもしれないのですが、今年は戦後80年ということで、市の方では関連した行事や展示などを行い、それに触れて感銘を受けたり考えを持ったりしている市民の方がいるという話を聞いております。

そういった啓発といいますか、平和の豊かさを知っていただくための取り組みを、今後進めていけたらなと思っています。

○委員 学校はもう男女共同参画が当たり前になっていて、男子が、女子が、というのは特段無くなってきています。

何かを決める場合、特に配慮はしていないのですが、それぞれ人数が半々程度になっています。以前は男子ばかりが前に出て、という傾向もありましたが、逆に現在は女子が前面に出ることも多いです。

学校の方は、それらを特段意識することではなく、小学校中学校はそれなりに進むので

すが、デートDVなどといった視点もこまめに中学校では学んでいくことが、さらに必要になってくるというふうに思っています。

○会長 コメントありがとうございます。お話いただいたように、周南市の方の平和に関する展示などを進めているというところで、本審議会がその部分で直接的に事業として取り組むということではなく、広く「人権」というところで学校教育等でも啓発というかですね、そういう機会を知っていただくというようなお知らせをすることが各担当部署を含めて積極的に取り組めればいいのかというふうに思います。

他にご意見、ご感想ありますか。

○委員 男女共同参画推進員として、実際、活動を推進していく立場で、改めて、この報告書を見たときに感じた点だけ述べさせていただきます。

先ほどから出ております重点項目どれもすべて大切なことなのですが、非常に活動をしていて、よく突き当たるのが、やはりその企業ですとか、その体制ですね。育休取りたくても職場の方の顔色を見てなかなか長期休暇が取れない。

今朝方NHKのラジオで聞いたのですが、フランスは、年間5週間の休暇をとらなきゃいけないという、バカンス法というのが、何と50年近く前に、でき上がっていて、すごく不景気だったときに、その法律を取り入れたことで、逆に景気が回復した。ていうので、年間、2週間続けての休みを取らなきゃいけないという国が法律を設定します。

そして、繋がらない権利。お休みを取っているときに、会社から何か連絡が来る。それと繋がらない権利っていうのがあるそうなんです。

それを聞いたときに、やっぱり、日頃様々細かく分けて、いろんな面で、行政も、皆さんも努力をして、こういう推進をしているんだけど、やっぱり、根本的なところっていうのは、何かやっぱり、大きく変えなきゃいけないんだろうな。

だとしたら、企業や行政をより動かすような、大きなうねりを作っていける、人材もそうですけど一人一人、市民の一人一人そういうその、意識の向上っていうのもありますよね。なんだけれども、そういうふうに、今ある、今の形の中でだけ対応して対処して

動いてっていうのが、すごく実感として、推進をしていく中で、感じております。なので、今回、報告書を改めて見たときに、何かまた次の段階では、ぜひ本当に、すぐ市民一人一人が上を揺り動かしているような意識を持てる、そんな活動につなげていけたらなっていうふうに、推進員として感じるころがありましたので、述べさせていただきました。

○会長 副会長ありがとうございます。今のお話は主に重点項目の3に該当するのかなというふうに思っております。

いわゆる育児、出産等に関する休暇の海外の事例などをお話いただいたところです。

そのように進められるよう頑張る流れといたしますか、せっかく私共も第3次計画が始まっておりますので、そちらの方で推進できるような、それを基に推進といたしますか、そういう体制に持っていけるとか、そういう基準が盛り上がっていけばいいなと思います。ご意見ありがとうございます。他にもよろしければ。

○委員 はい。すいません。重点項目1、4ページの、市の課長級以上の女性職員の割合が8.5%っていうのはやっぱりはたから見ても低いなって思うのですが、これの根本の要因っていうのは、単純に市役所の女性の職員が少ないのか、それとも、女性の職員で、そういった管理職になりたい人が少ないのか、それとも、人事評価の中で昔の評価がずっとそのまま引き継がれていて、そういったのが通しにくい仕組みになっているのか、この辺りは今どういった形になっていますか。

○会長 ご意見ありがとうございます。重点項目1の、市の課長級以上の女性職員の割合というところですね、いろんな分野の方々にここに参画いただいておりますので、本当に高い低いというのはかなりご認識がそれぞれ委員にあるのではないかなというふうに思っております。

そこでですね、この女性職員の割合について、要因ですね、何かそういうところで把握されていることがあったら、可能な範囲でコメントをお願いします。

○事務局 はい。市の職員そのものにつきましてですが、最近女性の方が入ってくる人は多いというふうには伺ってはおりますけども、やはり階層が増えてくる課長、管理職クラスになると、やはり女性職員の絶対数が少ないというふうには聞いております。

ですので、今はちょっと少ない状態ではありますが、今後、年齢層が上がって経験を積んで責任ある職場につくようになった場合に、上がっていくのではないかなという予想をしております。

人材不足と言うと少し語弊があるのですが、そういった層の人数が少ないという現実があるというふうには聞いております。

○委員 もう1つ聞いてみたいことがあるのですが、今は育児休業という形で女性はやっぱり当たり前を取る風潮になってはいますけども、最近は男性も取るような形で、企業さんは結構男性も取るように目標を立てているところも多いのですが、市としてはそのあたりをどうお考えですかね。現状の取得状況とかがはっきり分かれば。

○会長 貴重なご意見ありがとうございます。今お話されたように今、民間、公的機関問わず男性の育休というところも取り組まれていると思います。市の方で、というところで男性の育休取得状況とかがあっていう数値は今ありますか？

○事務局 すみません。今ちょっと数字を持っていないんですけども、特定企業の計画について目標数値を挙げておまして、配布した資料には載せていないのですが、特定事業主の計画の中で新しい目標の中に、育児休業率について数字を掲げておりますので、もう一度調べて情報を提示できればと思っております。

○委員 なぜ質問したかっていうと、女性のキャリアって育児休業とかで断裂するケースがすごく多いので、男性も育児休業を取ればそこである意味平等、そういうことになるので、そういった部分があればもっと男女とかそういうのを抜きにして、キャリアを積

めるのかなって思ったのでちょっと聞いてみました。ありがとうございます。

○会長 今の時代に即した内容でございます。社会保障の方でも、男性女性ともに育休など給料保障が手厚くなるというところは皆さんもご存じだというふうに思うのですが、そういうところでも市の審議会でやっておりますので、公的機関の中で進んでいけばそれからさらに民間等にも波及していくということが一般的に期待されますので、今の計画に基づいて周南市としての数値としてもしっかり出てくるといいのかなというふうには感じているところです。貴重なご意見ありがとうございます。

よろしければ、ご意見ご感想いかがでしょうか。

○委員 視点の違った質問になるかと思うのですが、こういった資料につきましては皆さん議論したうえで仕上がっていると思うのですが、一般の市民に対してはどんな形のことをやっているのか、私は知りたいです。市民からの賛同を得て我々は工夫していけないといけないなと思います。

例えば、先ほど自治会の話が出ましたが、自治体単位で啓発活動をする。そうすると自治体単位で少しでも広がっていく可能性があると思います。

要はそういったその広げるといった活動を今後考えていけたらと思います。

○会長 貴重なご意見ありがとうございます。私たちの審議会の中でいろいろ議論しているところでございます。

これは、我々は、いわゆる市のある意味代表として取り組んでいることですのでここで読んだことを、波及させていったり、知っていただくかというのはすごく重要なデータというふうに理解しております。

この広報だとか、この事業理解ですねその分について、計画やアナウンスする場についてコメントお願いいたします。

○事務局 はい。男女共同参画に関する例えば推進月間とか、推進週間とかがございます。そちらの方につきましては、いろんなところで、展示を行ったり、市広報に啓発記事を

載せたりしております。より広い方にご提示する必要がありますので、そちらの方法をまた考えていきたいと思います。

そして、もちろんこちらだけでなく、図書館であったり、学び交流プラザであったりで展示を行ったりもしておりますので、そういったところでも広報活動を進められたらなと思っております。

○会長 ご意見ありがとうございます。よろしければ、ご意見ご感想いかがでしょうか。

それでは(2)令和6年度周南市男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況(報告書)についてを終わりにしたいと思います。

次第はこの2つを考えておりますけども、その他、協議事項はありませんでしょうか。他に協議事項がないようですので、以上で本日の議事を終了したいと思います。

議長の役を終え、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

(4)その他

○事務局より連絡事項伝達